

# ◆ 「政策選挙制度」 1 枚提案書

## ◆◆◆ 1.定義 ◆◆◆

「政策選挙制度」とは、政治において、有権者が、政治家を選択するのではなく、具体的な政策を選択する選挙制度です。

## ◆◆◆ 2.提案の背景 ◆◆◆

- 現在、政治家や政党が「政策」と言い、掲げているものは、具体性のない単なる方針、理念であり、そのため、一般国民は政治家や政党がそれらを本当に実現できるのか判断できない。
- 現状、実質的には、一般の日本国民は政策を選択することができていない。
- 日本の政治家は、具体的な政策をつくり、これの民意を問い、迅速に実現するという意欲が乏しく、自らの野心と私利にかまけており、そのため、日本の政治はなかなか進展しない。
- 政治家と官僚は、人員に制限があり、また、彼らの能力と活動時間には限界があり、一億人以上が暮らすこの国家の膨大な諸問題、諸要求に十分に対応できていない。
- 日本では、政策実現に関する権限が過剰に政治家に集中しており、このことが、政治家が政策を実現しないことと国民の声を黙殺すること、これらの大きな原因になっている。
- 有権者の中には、具体的な政策には関心を持つけれど、政治家（立候補者）全員に不信感を抱いていて、選挙には行かないという無党派層が存在するが、この人たちの存在を現行の選挙制度と政治家は黙殺している。
- 現在の日本の政治においては、一般国民が政策を選ぶ選挙制度がない。

## ◆◆◆ 3.目的 ◆◆◆

- 日本国民の政治力を強化する。
- より創造的で迅速で対応力を持つ民主主義政治をつくる。

## ◆◆◆ 4.論理 ◆◆◆

一般国民が具体的な政策を選択する選挙をつくる。



一般国民が、議員を介さずに、政策の実現を推し進めることができるようになる。（一般国民の政治力が強化される。）



日本の政治の対応力が高まり、その結果、多くの政策実現が加速する。

## ◆◆◆ 5.構想 ◆◆◆

- 有権者は 18 歳以上の者とする。
- 選挙は毎年 1 回行う。
- 選挙区は国政の区と各地方（自治体）の区を設ける。
- 当選した政策は総理大臣や自治体首長による可否の決定へ進む。
- 総理大臣や自治体首長が実行を決定した政策は議会にかけて採決する。